防災のてびき

要配慮者と支援をする人のために

令和2年3月

高 萩 市

一・一・一 目 次 一・一・一

*	k
H	

(1)環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)避難の際には・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 非常持ち出し品の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 2. 災害発生時の対応(共助) ~支援者向け~ (1)要配慮者と避難行動要支援者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)要配慮者と避難行動要支援者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)避難行動要支援者の特性と支援・・・・・・・・・ 7 ひとり暮らし・高齢者のみの世帯・・・・・・・・ 7 ねたきり高齢者・・・・・・・・・ 7
ひとり暮らし・高齢者のみの世帯・・・・・・・・ 7 ねたきり高齢者・・・・・・・・・ 7
ねたきり高齢者・・・・・・・・・・・・7
認知症高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・
視覚障がいのある人・・・・・・・・・・8
聴覚障がいのある人・・・・・・・・・・8
肢体不自由のある人・・・・・・・・・・・・・・
知的障がいのある人・・・・・・・・・・・S
発達障がいのある人・・・・・・・・・・ 1 C
精神障がいのある人・・・・・・・・・・1 C
3. 行政機関による支援(公助)
(1) 避難のための情報伝達・・・・・・・・・1 1
(2)避難所の整備・・・・・・・・・・・・・12





さいがい そな じじょ ようはいりょしゃ む 1. **災害への備え(自助) ~要配慮者向け~**

^{さいがい} 炎害はいつ起こるかわかりません。

じぶん まも 防災の基本は、「自分の身は自分で守る」ことです。いざという時に慌 ひごろ じゅんび ほうさいいしき たか たいせつ てないよう日頃から準備をし、防災意識を高めることが大切です。

かんきょう せいび (1) 環 境の整備

- かぐ おおがた でんきせいひん てんとうぼうし しょうめいき ぐ らっかぼうし 家具や大型の電気製品の転倒防止、照明器具の落下防止をしましょう。
- ●玄関まわりなど、避難経路に物を置かないようにしましょう。

- しんしつ じゅうたくようかさいけいほうき せっち ●寝室などに住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ふだんつか ふくしょうぐ●普段使っている福祉用具などは、そばに置くようにしましょう。

ひなんばしょ ひなんけいろ かくにん (2) 避難場所・避難経路の確認

- じたくちか きんりん ひなんばしょ じぜん かくにん ●自宅近くや近隣の避難場所を事前に確認しておきましょう。
- ●避難場所までの経路と距離、時間を確認しておきましょう。災害の

 しゅるい ひがいじょうきょう つうこう きけん ばあい をがん がくにん せいがい できなかったり、危険な場合もあったりするので、複数のルートを確認しておく必要があります。

(3) 避難の際には

- ●避難する場合には、電源ブレーカーを落とし、ガスの元 栓を閉めましょう。
- ●1人での避難はできるだけせず、隣近所で声をかけ合って避難しましょう。
- ●災害が迫った時や、危険を感じたら、早目の避難を心がけましょう。





ひじょうも だ ひん じゅんび(4)非常持ち出し品の準備

きちょうひん

- ^{げんきん} □現金(10円玉を含む)
- ょきんつうちょう □預金通 帳
- いんかん 口印鑑
- □マイナンバーカード
- ラルでルめルきょしょう か□運転免許証(コピー可)
- かくしゅしょうがいしゃてちょう

 □各種障害者手帳(コピー可)
- かくしゅじゅきゅうしゃしょう か 日各種 受 給 者 証 (コピー可)
- (すりてちょう 口お 薬 手帳 (コピー・処方箋可)
- ^{れんらくさき} □連絡先のメモ
- □ヘルプマーク、ヘルプカード



ひなんようひん 避難用品

- □ヘルメットなど 頭 を守るもの
- かいちゅうでんとう □懐中電灯、ヘッドライト
- ^{ぐんて てぶくろ} □**軍手や手袋**
- 」 」携帯ラジオ
- ゕゟでんち □**乾電池**
- ひっきょうぐ ょうし 二筆記用具、メモ用紙
- けいたいでんわ じゅうでんき 口携帯電話、充電器
- □ハザードマップ・地図



ひじょうしょく えいせいようひん 非常食・衛生用品

- いんりょうすい 口飲料水
- ロカンパン、缶詰
- □チョコレートや飴など
- □ばんそうこう、包帯など
- じょうびやく か ぜ ぐすり い ぐすり □常備薬 (風邪 薬 、胃 薬 など)
- じびょう くすり 口持病の薬
- □マスク
- ロビニール 袋
- □ティッシュ、ウエットティッシュ
- ^{かみ} □紙おむつ(必要な人)
- せいりょうひん ひつよう ひと口生理用品(必要な人)



- ◆ここに書いてあるもの以外に、個人で必要なものも準備しましょう。
- でいきてき ひじょうも だ ひん かくにん しょうきげん き など と 全定期的に非常持ち出し品を確認し、使用期限が切れたもの等は取り かえ 替えておきましょう。

2. 災害発生時の対応(共助) ~支援者向け~

大きな被害をもたらす災害では、行政は、同時に全ての現場に向かうことはできません。そのため、災害発生時や発生後には、地域の人々が自分たちの地域を守るという意識を持ち、お互いに助け合い、協力し合うことが大切です。日頃から、地域や近所との関係性を築いておきましょう。

(1)要配慮者と避難行動要支援者

【要配慮者】

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人です。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自力では避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難ができるようにするためには特に支援を要する人です。



高齢者、障がいのある人等災害時に特に配慮を要する人

自 宅

避難行動要支援者

要配慮者のうち

- ・自力では避難できない人
- ・家族等の避難支援が得られない人 など

自宅以外

社会福祉施設等長期入所者

長期入院患者

高萩市では、避難行動要支援者を

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者及び65歳以上高齢者のみの世帯で支援を 必要とする人
- ・介護保険における要介護3以上の認定者
- ・身体障害者手帳1、2級を所持する人(自力歩行が可能な内部障害を除く)
- ・療育手帳A、Aを所持する人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ・その他支援を必要とする人

と、しています。

(2)要配慮者の特性と必要とされる支援

区分・種別	一般的な特徴	必要とされる支援
ひとり暮ら	〇体力が衰え、行動機能が低下	〇災害時は、まず声をかけて不安を
し、高齢者	している場合もありますが、	取り除き、その後、必要な支援を
のみの世帯	自力で行動できます。	聞き取ります。
	○耳が聞こえにくい、目が見え	○ゆっくり、はっきりと話をするこ
	にくい場合があります。	とを心掛けましょう。
	○災害情報等の察知が遅れる	○迅速に情報を伝え、避難を誘導し
	場合があります。	ましょう。
寝たきり高	○白もなの行動は田獣です	○ 中不体到 b
授たさり同 齢者	│○自力での行動は困難です。 │○自分の状況を伝えることが	│○安否確認や、状況確認が必要で │ │ す。
	困難な場合があります。	○車いすや担架、ストレッチャー等
	○災害情報等の察知が遅れる	の移動用具と複数の援助者が必
	場合があります。	要な場合があります。
		〇必ず誰かが付き添って、1人にし
		ないようにしましょう。
/ /		
認知症高齢	○2つのことを同時に処理で	〇一定の距離で相手の視野に入っ
者	きず、いつもと違う出来事が	たところで、できるだけ静かに声
	あると混乱しやすい場合が	をかけるようにしましょう。
	あります。 0.カハロ 10.77	○相手の言葉をゆっくり聞き、反応
	│○自分の状況を伝えることや、	を見ながらおだやかに会話をし
	自分で判断し行動すること	ましょう。
	が困難な場合があります。	│○必ず誰かが付き添って、1人にし
	│○災害情報等の察知が遅れる │	ないようにしましょう。
	場合があります。	
	○新しいことが記憶できない	
	場合や、長時間待つこと、予	
	定に合わせて準備すること	
	ができない場合があります。 	
		00

区分・種別	 一般的な特徴	必要とされる支援
視覚障がい	○視覚による緊急情報等の察	○支援者の方から声をかけ、必要な
のある人	知ができません。	支援を聞き取りましょう。
	〇困っていても周りの状況が	○「あれ」や「こちら」ではなく、
	わからないので、助けを求め	「2歩前」、「30センチ右」など
	ることができない場合があ	具体的に説明しましょう。
	ります。	○避難誘導の際には、本人の希望す
	○慣れた場所でも状況が一変	る側の少し前に立って、支援者の
	するため、いつも通りの行動	肩やひじの上をつかんでもらい、
	ができなくなる場合があり	速度を合わせて歩きましょう。
	ます。	〇方向転換や段差などは、言葉で伝
	〇一人では、避難することがで	え、注意しながら誘導するように
	きません。 	しましょう。
		〇文字情報ではなく、読み上げる等
		の音声による情報伝達が必要で
		ब ं.
 聴覚障がい	 ○音声による緊急情報等の察	 ○手話、指文字、筆談、身振り等で
のある人	知ができません。	情報を伝えましょう。正面で口を大
	○外見からは障がいがあるこ	きく開けてゆっくり話をして、唇の
	とが、分かりにくい場合があ	動きも見てもらいましょう。
	ります。	〇伝えたいことを紙に書く場合に
	〇必ずしも手話ができるとは	は、長い文章だと理解するのに時間
	限りません。	がかかり、分かりにくい場合もある
		ので、短く分かりやすい文を心がけ
		ましょう。
		○補聴器をしている人に大きな声
		で話しかけると聞き取りにくい人
		もいるので、普通の声でゆっくり、
		はっきり、言葉を区切って話しまし
		よう。
	- 12	

区分·種別	一般的な特徴	必要とされる支援
肢体不自由	〇移動に支援が必要な人がい	〇支援者の方から声をかけ、必要な
のある人	ます。	支援を聞き取りましょう。
	○肢体不自由の人は、障がいの	○まひ等で言葉が聞き取りにくい
	程度や症状が様々です。	時は、あいまいにせず確認するよ
	〇まひ等で言葉が不自由な人	うにしましょう。
	は、困っていることや支援し	○移動の際は、段差やでこぼこの少
	てほしいことを相手に伝え	ない場所を選んで支援しましょ
	ることが困難です。	う。
		○1人での支援が難しい時には、周
		りの人に協力をお願いしましょ
	2.0	う。
	2.2	○車いす等は、急に動かすと危険で
		あり、相手が不安に感じるので、
		動かす前には必ず声をかけまし
		よう。
	- 0	
知的障がい	〇日常と異なる状況によりパ	○落ち着いた優しい口調で、言葉を
のある人	ニックになってしまう場合	かけるようにしましょう。
	があります。 	〇一度にたくさんのことを理解す
	○障がいの程度はさまざまで	ることは難しいので、短い文で話
	す。困っていることや支援し	しかけましょう。繰り返すことも
	てほしいことを相手に伝え	大切です。
	ることが困難な人もいます。	〇不安のため、大声を出したり乱暴
	○災害情報等の察知が遅れる	な行動をしたりしても叱らない
	ことや、状況の理解が難しい	ようにしましょう。
	場合があります。	〇「手をひらひらさせる」等行動パ
	〇理解していなくても、反射的	ターンにこだわりのある人もい
	に「はい」と言っている場合	ますが、危険でなければ無理にや
	があります。	めさせないようにしましょう。
		│○必ず誰かが付き添って、1人にし
		ないようにしましょう。

区分・種別	一般的な特徴	必要とされる支援
発達障がい	○外見から、障がいのあること	○落ち着いた優しい口調で、言葉を
のある人	が分かりにくい場合があり	かけるようにしましょう。
	ます。	〇一度にたくさんのことを理解す
	○じっとしていることが苦手	ることは難しいので、短い文で話
	だったり、相手かまわず一方	しかけましょう。
	的に話したりする人もいま	○あいまいな言葉を判断すること
	す。	が苦手なので、できるだけ具体的
	○身体に触られることを嫌う	な表現で明確に伝えましょう。
	場合があります。	○伝わらない時は、絵や写真、身振
	○危険な状況を把握すること	りを使って説明しましょう。
	が難しい場合があります。	
精神障がい	〇ストレスに弱い人や神経が	〇不安を和らげるため、支援者の方
のある人	過敏な人、コミュニケーショ	から声をかけ、必要な支援を聞き
	ンが苦手な人がいます。	取りましょう。
	○外見から、障がいのあること	〇あいまいな表現は、混乱させるの
	が分かりにくい場合があり	で、具体的にはっきり伝えましょ
	ます。	う。
	○言動を被害的に受け止めて	〇精神的に疲れやすく、病状が悪化
	しまい、周囲から孤立してし	することもあるので、無理はさせ
	まう人もいます。	ないようにしましょう。
	〇病気のことを知られたくな	〇妄想や幻覚のような話であって
	い人もいます。	も、強く否定せずに、相づちを打
		ちながら聞きましょう。
		○症状の悪化が見られる場合には、
		│ 早急に医療機関に相談しましょ │ -
		う。

3. 行政機関による支援(公助)

(1) 避難のための情報伝達

高萩市における情報伝達の方法は、以下のとおりです。テレビやラジオ、インターネットの情報等も積極的に活用し、情報収集・避難活動に役立てましょう。

- ●高萩市ホームページ(http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/)
- ●SNS (ソーシャルメディア)・・・Facebook、X (旧 Twitter)、LINE
- ●防災行政無線
- ●メルたか(メールー斉配信サービス)
- ●エリアメール (NTT ドコモ)、緊急速報メール (KDDI、ソフトバンク)
- ●防災テレフォンサービス・・・防災行政無線の放送内容が電話で確認できます。 0293-20-7272
- ●広報車
- ●テレビやラジオ
- ●気象庁や国土交通省防災情報提供センターのホームページ



(2) 避難所の整備

【指定緊急避難場所】

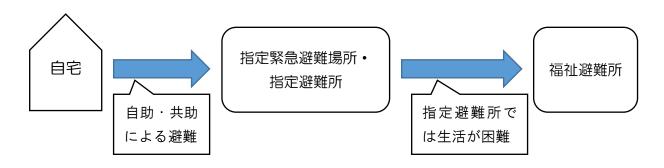
災害が発生、または発生するおそれがある場合に、緊急的に避難する身近な場所です。災害の種別によって利用できない場合もあります。公民館や集会所が指定されています。

【指定避難所(指定緊急避難所を兼ねる場合があります)】

災害の危険性が無くなるまでの必要な期間や、災害により家に戻れなくなった場合に、一時的に避難する場所です。市内の小中学校等が指定されています。

【福祉避難所】

一般の指定避難所で生活を送ることが困難な要配慮者を、優先的に受け入れる場所です。市では、指定避難所では生活が困難であると判断した場合、その連絡を受けて、福祉避難所の開設を決定します。



※指定されている避難所については、「高萩市防災マップ」をご覧ください。



※参考:茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針・高萩市防災マップ